

令和4年度検査方針

目 次

第1 基本方針	1
1 総論	1
2 社会情勢の変化を的確に踏まえた検査	1
3 重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検査	2
4 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明	2
5 検査対象者の負担の軽減	2
第2 検査の質的向上に向けた取組に関する事項	3
1 検査能力の更なる向上	3
2 的確なリスク・プロファイリングの実施	3
3 指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化	3
4 系統金融機関に対するレビューの実施	3
5 指導監督部局等との情報共有等	4
6 検査指摘事項に対する的確な改善の確保	4
第3 統一検査事項	4
1 共通事項	4
(1) 経営管理（ガバナンス）態勢	4
(2) 法令等遵守態勢	5
(3) 利用者保護等管理態勢	5
(4) 財務管理態勢（資産管理態勢）	5
(5) システムリスク管理態勢	5
2 協同組合	6
(1) 信用事業	6
(2) 共済事業	9
(3) 経済事業	10
(4) 指導事業・総合調整事業等	11
(5) 医療・老人福祉事業	12
(6) 要請検査等	12
(7) その他	13
3 農林漁業信用保証団体	13
4 農業共済団体（要請検査を含む。）	14
(1) 業務運営の効率性	14
(2) リスク管理態勢の整備	14
(3) 反社会的勢力に対応する態勢の整備	14
(4) 各共済事業の引受け、損害評価等	14
(5) 共済金・保険金の支払	15
(6) 余裕金の運用	15

(7) 収入保険事務の業務委託	15
5 漁業共済団体及び漁船保険組合	15
(1) 業務経費の適正な執行	15
(2) 各共済・保険事業の引受け	15
(3) 共済金・保険金の支払	15
(4) 余裕金の運用	16
6 土地改良区等	16
(1) 業務運営態勢の整備	16
(2) 会計経理の適切性	16
(3) 施策の推進方向に即した態勢の整備	17
7 開設者	17
8 商品先物取引業者等	17

第1 基本方針

1 総論

農林水産省大臣官房検査・監察部及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課（以下「検査・監察部等」という。）の所掌に係る検査の実施に当たっては、合法性、合目的性及び合理性について検討すること並びに農林水産省協同組合等検査基本要綱の第4に規定する検査の実施において配慮すべき基本的指針を基本とし、検査対象となる団体又は事業者（以下「検査対象者」という。）が直面する経営上の重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検証及び双方向の議論を通じた一層深度ある検査の実施に努め、令和4年度においては、本検査方針により取り組むこととする。

なお、検査の実施に当たっては、検査対象者の負担軽減に配慮し、台風・地震等の自然災害が発生した場合には、被害状況等に応じ、柔軟に対応することとする。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づく感染拡大の防止に向けた取組に留意することとする。

2 社会情勢の変化を的確に踏まえた検査

法令等遵守態勢の確立、不祥事等のリスク事案（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為等）の再発防止、財務状況の健全性の確保等について、引き続き重点的に検査を行うとともに、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和3年12月24日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）、東日本大震災の復旧・復興に係る各種施策の推進その他社会情勢の変化を的確に踏まえた検査を実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症による検査対象者の経営及び内部統制又はガバナンス（以下「内部統制等」という。）への影響を的確に把握するとともに、その対応を検証する。

特に系統金融機関¹については、人口減少・高齢化社会において、デジタル技術（フィンテック）の目覚ましい進展の一方、低金利環境の継続による収益低下への対応、地域金融機関に対する金融行政の見直しの方向、バーゼルⅢの段階的適用、早期警戒制度の導入等の金融規制の強化並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への国際的な要請等を踏まえつつ、レビューを実施する。

また、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の施行、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の施行（収入保険制度の導入）、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の施行（複式簿記の導入）等の諸情勢の変化に対応した検査の実施に取り組む。

さらに、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行による水産政策の改革における漁協系統組織の取組状況並びに森林組合法の一部を改正する法律（令和2年法律第35号）、森林経営管理法（平成30年法律第35号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴う森林組合系統組織の取組状況の把握に努める。

¹ 信用事業を行う農業協同組合及び漁業協同組合並びに信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会並びに農林中央金庫

3 重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検査

検査対象者について、その設立目的、事業内容、財務状況、過去の検査結果、取り巻く環境等を踏まえたリスクの分析により、経営上の重要なリスク及び検査対象者に共通する課題に焦点を当てたメリハリのある検証を実施する。

特に社会的影響の大きい検査対象者及び事業運営等の面で改善の必要性が高いと認められる検査対象者については、検証範囲、投入人員等の面で重点的に検査を実施し、それ以外の検査対象者については、部分検査等を積極的に活用する。

なお、都道府県から信用事業実施組合²又は共済事業実施組合³に係る検査の実施要請があった場合には、最大限受け入れるよう努め、事前に二者で十分な打合せを実施した上で検証に取り組む。信用事業実施組合に係る3者要請検査（都道府県知事の要請を受けて農林水産大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）が当該都道府県知事と連携して実施する検査）については、都道府県からの要請状況を踏まえつつ、金融庁と協議することとし、実施に当たっては、事前にリスクの分析を行い、当該分析結果を3者で共有すること等により、リスクに応じた検証に取り組む。

また、都道府県から農業共済組合等⁴に係る要請検査の実施要請があった場合には、最大限受け入れるよう努め、事前に二者で十分な打合せを実施した上で検証に取り組む。

4 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査対象者ごとのリスクカテゴリーに応じ、内部統制等の不備・欠陥及びリスク管理上の問題点を重点的に検証するとともに、検査対象者が指摘の趣旨を正しく理解し改善に着手できるよう双方の議論を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施する。

また、信用農業協同組合連合会（以下「信農連」という。）に対しては、業態に共通する重要な経営課題を主要項目として、引き続きレビューに取り組み、経営課題の本質的な改善について経営陣と深度ある議論を行う。

5 検査対象者の負担の軽減

検査に当たっては、検査対象者から提出を受ける資料の削減及びペーパーレス化に努めるとともに、総（代）会又は株主総会の開催日等に配慮して検査日程を決定するなど、検査対象者の負担軽減に向けて配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、書面検査を活用するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた取組に留意する。

なお、厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）については、公的医療機関として新型コロナウイルス感染症への対応を行っている検査対象者もあることから、感染状況等を踏まえて、検査の実施を判断することとする。

² 信用事業を実施している農業協同組合及び漁業協同組合

³ 共済事業を実施している農業協同組合及び漁業協同組合

⁴ 農業保険法に基づく共済事業を実施している市町村を含む

第2 検査の質的向上に向けた取組に関する事項

1 検査能力の更なる向上

検査対象者のリスクの多様化・複雑化に伴い、検証技術の高度化等を通じて、検査の質的向上を図るため、専門的・実践的な研修等を行う。

令和4年度においては、受講者のアンケート調査を踏まえ、研修の充実を図り、会計経理・決算、システムリスク等の検証手法について知見を高めるほか、データ分析の技術及び対話技術の向上のための研修を行う。

また、検査モニターについては、書面により意見を収集するオフサイト検査モニターを行うほか、必要に応じ、検査・監察部幹部が検査対象者の代表者等へのヒアリングにより意見を収集するオンサイト検査モニターを実施し、検査の実施に係る検査対象者の意見、要望等を把握するとともに、検査指摘を検査対象者に通知する検査書交付後の検査対象者の受け止め方、指摘事項に対する改善状況等について幅広く聴取する。

さらに、部内の公認会計士、金融機関経験者等の知見を活用し、検査技術の向上を図る。

2 的確なリスク・プロファイリングの実施

信農連、信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）、経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）、厚生連、森林組合連合会⁵（以下「森連」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）においては、検査の実施に先立ち、業務の特性及び検査対象者の規模に配慮した効率的かつ深度ある検査を実現するため、以下の取組により、的確なリスク・プロファイリングを実施する。

- ① 決算関係書類、業務報告書等を精査することにより、検査対象者の業務特性のほか、経営方針、組織再編の方向等の近年の傾向を把握するとともに、指導監督部局との連携の下、オフサイト・モニタリングの手法を活用して、検査対象者の横断的な課題を把握する。
- ② 指導監督部局の担当者を交えた事前検討会、指導監督部局との定期的な意見交換会の開催等により、指導監督面から見た問題点等について十分に把握する。
- ③ 全国団体との意見交換会の開催等により、当該団体から見た会員を含む業界内の問題点等についても十分に把握する。
- ④ 過去の検査結果、改善状況報告等の内容について十分に把握する。

また、信農連及び信漁連においては、指導監督部局が実施したヒアリング結果を精査すること等により、損益、貸出金、運用利回り、貯貸率等の推移、有価証券のポートフォリオの変化、農漁業者への貸出状況等、より詳細なリスク・プロファイリングを実施する。

3 指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化

検査書については、検査対象者の経営改善に向けた取組を促すよう、指摘等の根拠を明確に示すとともに、態勢面の問題点を的確に指摘した上で、分かりやすい表現を用いることとする。

4 系統金融機関に対するレビューの実施

⁵ 全国森林組合連合会を除く

信農連については、指導監督部局と連携し、リスク・プロファイリングの結果及びこれまでの検査対象者の取組を踏まえ、低金利環境、人口減少及び高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中で、将来にわたる健全性を確保するなど、JAバンクとしての自己改革の着実な実践の取組を統一的な目線で重点的に検証する検査を実施する。特に検査により判明した課題を検査書に記載し、検査対象者の改善を促す取組については、より深度ある実践を図ることとする。

また、都道府県からの要請に基づく農業協同組合（以下「農協」という。）の検査においても、都道府県からの要望があれば、従来の検査に加え、上記と同様の検査を試行的に実施する。

さらに、信漁連の検査においても、従来の検査に加え、漁業金融機能の強化に向けた信漁連の取組等を統一的な目線で重点的に検証する検査を試行的に実施する。

5 指導監督部局等との情報共有等

検査対象者が適切な内部統制等を構築していく上での参考となるよう、指導監督部局及び検査対象者の指導事業等を行う団体との意見交換等を行う。

6 検査指摘事項に対する的確な改善の確保

検査指摘事項に対する的確な改善が確保されるよう、検査書の発出後、指導監督部局から送付される改善状況報告書を確認し、検査対象者の改善状況の把握を行うとともに、必要に応じ、指導監督部局の指導方針について意見交換を行う。また、前回検査指摘事項と同様の検査指摘事項又は重大な事案が検出された検査対象者については、検査対象者における速やかな経営管理態勢の改善が図られるよう、指導監督部局との連携を強化する。

特に信農連等については、検査指摘事項等の改善指導が的確に行われるよう連携を図る観点から、所管する地方農政局等に情報提供を行う。

第3 統一検査事項

令和4年度の統一検査事項は、次のとおりとする。

1 共通事項

検査対象者に共通する事項として、特に以下の事項について検証する。

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢

- ① 経営管理委員会及び理事会又は取締役会（以下「理事会等」という。）の設置目的に照らし、それぞれの役割が果たされているか。
- ② 組織の大規模化等により適正な内部統制等の確立が不十分であること、全国団体において都道府県団体及び子会社に対するガバナンスが適正に機能していないこと、支所・支店（事業所）、代理店等の管理及び要員配置に適切性を欠いていること等を要因として、不祥事等のリスク事案、不適正な業務運営事案等が発生している検査対象者については、法令等遵守態勢及び内部監査態勢の整備を含めた内部統制が適切に機能しているか。特に複数のリスクカテゴリーにわたって内部規程の遵守が不徹底であるなど同種の態勢面の問題点が検出されるような場合には、その原因について検証されているか。
- ③ 子会社、信用事業受託者、共済代理店等を含めたグループとしての法令等遵守態勢が適正に整備されているか（なお、子会社等に対する検査については、親組合に重大な影響を及ぼ

す場合において、必要性及びその検証範囲を明確にした上で実施することとする。)

- ④ 内部監査及び監事監査において指摘された問題点について、その問題点の内容を適切に検討するとともに、PDCAサイクル等の改善プロセスが有効に機能しているか。

(2) 法令等遵守態勢

- ① 法令に基づく自己資本の基準に適合しているか。特に自己資本が不足している検査対象者については、次の事項についても検証する。
 - ア 法令遵守に向けた改善計画の策定等を行い、着実に取り組んでいるか。
 - イ 自己資本が不足しているにもかかわらず、会員、組合員等への還元を重視するような意思決定が理事会等で行われていないか。
- ② 不祥事等のリスク事案の発生の際に、上部組織及び役員への連絡、行政庁への報告、警察への通報、事実関係及び発生原因の調査・解明の担当組織の設置、会員、組合員等への適時適切な説明等の早急かつ適切な対応が取られる態勢となっているか。また、発生原因を踏まえた実効性のある再発防止策が策定されているか。
- ③ 不祥事等のリスク事案が再発している場合には、役員自らの責任において、再発を防げなかった原因・背景を徹底的に究明し、再発原因等を踏まえた有効な再発防止策等の策定、その実践状況のチェック、責任の明確化と処分、役職員への周知徹底等に適切に取り組んでいるか。

(3) 利用者保護等管理態勢

利用者等からの問合せ・苦情に対して、対応窓口を設置して、記録、処理等を行うなど、適切に対応する態勢が整備されているか。また、これが適切に運用されているか。

また、実効性のある利用者保護の実現に向けた管理態勢及び利益相反のおそれのある取引に関する管理態勢が構築されているか。

さらに、「顧客本位の業務運営に関する原則」(令和3年1月15日改訂・金融庁公表)を踏まえ、利用者に対して誠実・公正に業務を行い、利用者にとって最善の利益を図るための必要な態勢が構築されているか。

(4) 財務管理態勢(資産管理態勢)

会計帳簿が適時に、かつ、正確に作成されているか。

特に一般に公正妥当と認められる会計の慣行等に従い、金銭債権及び棚卸資産の評価、固定資産の減損及び減価償却、諸引当金(貸倒引当金、退職給付引当金等)の繰入れ、回収可能性を踏まえた繰延税金資産の計上等が適切に行われているか。

(5) システムリスク管理態勢

現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための対応が計画的に行われているか。

システム障害等が発生した場合に、利用者に混乱を生じさせないよう、適切な措置があらかじめ講じられているか。

また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

2 協同組合

(1) 信用事業

「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

なお、特に信農連については、共通する重要な経営課題を主要項目としてレビューに取り組み、当該経営課題への対応状況を検証する。

① 経済情勢、金融市場等が厳しい状況にある中で、将来にわたり経営を継続し、組合員への持続的なサービスの提供を確保するための方策が検討されているか。また、財務状況及び業務運営の健全性が確保されているか。

② 新型コロナウイルス感染症拡大による経営及び内部統制等への影響が的確に把握され、対策が行われているか。

③ 農林漁業者等に対する円滑な資金供給を行うための態勢整備について、以下の事項について検証する。

ア 担い手の様々なライフステージ（就農・漁業就業・新規事業開拓、成長段階、成熟期、経営改善・事業再生等）に合わせた審査機能を強化するとともに、各種手法の活用等を通じたきめ細かい担い手支援等を通じて、地域の金融円滑化を確立するための取組を行っているか。

イ 不動産担保又は個人保証に過度に依存することなく、事業内容評価等による経営の将来性を見極める融資手法を徹底するため、「目利き機能」の向上等の取組を行っているか。

さらに、自主的な経営判断により、農業者、中小漁業者等の成長可能性（技術力・販売力・成長性、事業の採算性・将来性、事業分野の将来見通し等）を重視した融資等の取組を行う場合には、融資態勢の整備を図るための取組を行っているか。

ウ 農業者、中小漁業者等が事業再生等を必要とし、債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家の専門的な知見・機能の活用を行うなど、経営課題の解決に向け、適時に最適な解決方法を提案しているか。

特に経営再建計画を策定し提案する場合は、農業者の規模等を勘案し、簡素・定性的であっても、経営改善に向けた実効性のある提案をしているか。

エ 事業承継等の支援を必要とする状況にある場合等においては、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点及び専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。

オ 「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月経営者保証に関するガイドライン研究会）を尊重・遵守することの重要性を認識し、経営者保証への対応方針を明確に定めるとともに、内部規程、マニュアル及び契約書の整備、営業店支援態勢の整備等の必要な態勢整備及び経営者保証に関する相談態勢の整備が行われているか。また、経営者保証の機能を代替する融資手法（停止条件又は解除条件付き保証契約、動産・債権担保融資（ABL）等）のメニューの充実及び利用者への周知に努めているか。

カ 東日本大震災の被災地域における事業者の経営実態を正確に把握し、産業復興機構及び

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用可能性を含めた協議を両機構、農林漁業者等に対して積極的に持ち掛けるなど、事業再生に積極的に取り組む態勢が整備されているか。

キ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の実態を把握し、事業の維持継続に必要な資金繰り等の金融支援を適切に行っているか。

また、事業継続計画に基づいた態勢が整備され、貯金等の利用者の経済活動に支障が出ないように金融サービスの提供に努めているか。

④ 農業者の所得向上に資する金融サービスについて、以下の事項について検証する。

ア 農協系統金融機関は、農業者の所得向上に資するため、担い手をはじめとする農業者ニーズを踏まえた適切な金融サービスを行っているか。

さらに、金融サービスを含めた自己改革の取組内容について、担い手をはじめとする農業者等における評価を把握し、定期的な見直しを行っているか。

イ 農林中央金庫及び信農連は、融資だけでなく、出資等の様々な形態で、農業及び食品産業の発展のために、保有する資金の積極的な活用に努めているか。

また、農協からの貯金及び会員からの出資金を農業専門の金融機関として地域への貢献のために活用しているか。

⑤ 自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの適用）に即した対応が行われているか。特に自己資本への算入割合が段階的に引き下げられる劣後ローン及び土地再評価差額金の影響額等を踏まえた具体的な対応策が整備されているか。

⑥ リスク管理態勢の確立について、以下の事項について検証する。

ア 戦略目標、業務の規模等に見合った自己管理及び市場規律を前提としたリスク管理態勢が構築されているか。

イ 有価証券の運用に当たっては、運用環境が厳しい中、適用限度枠の適切な設定、人員の適正な配置、システムの整備等、運用対象商品のリスクに対応し得る管理態勢が整備されているか。特に市場リスクにおいては、経営に影響を与え得る金利、株価等の変動を踏まえたシナリオによるストレス・テストを実施するとともに、その結果について、経営陣による十分な検証・分析が行われ、事業を継続していく上での経営判断に活用する態勢が整備されているか。

⑦ システムリスク管理態勢の充実・強化について、以下の事項について検証する。

ア 情報セキュリティ管理については、情報資産を適切に管理するための方針の策定、組織態勢の整備、内部規程の策定及び内部管理態勢の整備を図っているか。特に利用者の重要情報について、不正アクセス、不正情報の取得、情報漏えい等をけん制又は防止する仕組みを導入しているか。

イ サイバーセキュリティ管理について、組織態勢の整備、内部規程の策定及び内部管理態勢の整備を図っているか。また、サイバー攻撃に備えた多段階の防御対策の整備、サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための対応策等を講じているか。

ウ インターネットバンキングに係る犯罪行為に対して、効果的な対策を複数組み合わせること及び迅速な対応を行うことによりセキュリティの確保に努めるとともに、必要に応じて見直す態勢が整備されているか。

また、利用者に対して、様々なリスクの説明、注意喚起等が十分に行われる態勢が整備されているか。

- ⑧ 取引時確認等の措置（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第11条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下同じ。）及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和3年2月19日改訂・金融庁公表）に定める措置を的確に実施し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。特に以下の事項について検証する。

ア 経営陣の主導的な関与の下、リスクベース・アプローチを踏まえ、個々のリスク特性を考慮したリスク評価書の作成及び見直しが行われ、理事会等による協議が行われる態勢が整備されているか。

イ マネロン・テロ資金供与対策として、経営陣の主導的な関与の下、営業部門、コンプライアンス部門等及び内部監査部門の役割が明確化され、それぞれの役割を検証する枠組みが整備されているか。

ウ マネロン・テロ資金供与対策に関し、専門知識を有する職員の確保及び人材育成が行われ、関連する業務所管部署に配置されるなど、態勢が整備されているか。

エ 犯罪に利用された口座について、直ちに解約誘導、入出金停止等が行える態勢が整備されているか。

オ 疑わしい取引の届出が適時適切に行われる態勢が整備されているか。

カ 疑わしい取引の届出先等の注意を要する顧客について、継続的な顧客管理が実施できる態勢が整備されているか。

- ⑨ 反社会的勢力が取引先となることを防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した事前審査、既存債権等の事後検証、取引開始後に相手が反社会的勢力であることが判明した場合における取引関係解消措置等が図られる態勢が整備されているか。また、反社会的勢力への対応を総括する部署の整備、被害を防止するための一元的な管理態勢等が構築されているか。更に反社会的勢力からの不当要求への対応を担当者及び担当部署のみに任せることなく、組織として対応することとしているか。

- ⑩ 系統金融機関において保険事故（貯金の払戻しの停止等）が発生した際に、貯金者に対して貯金等の払出しを的確に行うための貯金者データの名寄せが行われているか。

- ⑪ 信漁連については、特に組織内部におけるコンプライアンス等の統制が十分でないことを原因とした不祥事等のリスク事案が発生していること等に対応して、支店、信用事業受託者等における内部けん制機能の発揮、本店による当該支店、信用事業受託者等に対する内部監査及び監事監査の実効性が確保されているか。

- ⑫ 信農連及び農協が投資信託等のリスク商品等を販売する場合は、適合性の原則を踏まえ、取引又は商品に関する利用者への説明を適切に行うとともに、苦情等への対応を適切に行う態勢が整備されているか。また、信農連においては、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、会員農協による利用者の安定的な資産形成に貢献する取組を支援することとしている場合に、農協が利用者本位の業務運営を実施するために必要な態勢を構築できるよう支援

しているか。

(2) 共済事業

「共済事業実施機関に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

- ① 不祥事等のリスク事案について、発生要因の分析が適切に行われ、それを踏まえた再発防止策が講じられているか。
- ② 共済契約の締結に当たり、重要事項の説明においては、契約概要、注意喚起情報、しおり・約款及び申込内容が確認できる書面を交付した上で、契約者に説明する態勢が整備されているか。
また、契約締結後、共済証書及び契約者宛ての通知文書が確実に契約者に届けられる態勢が整備されているか。
さらに、共済契約の締結に当たり、実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約（架空契約）及び組合の役職員が利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約（名義借契約）といった不正契約を防止するための管理態勢が整備されているか。
- ③ 共済代理店における共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務について、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号。以下「農協法」という。）第 11 条の 22 又は水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。以下「水協法」という。）第 15 条の 7 に基づき、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。また、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守、共済契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（利用者情報の適切な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、共済契約の締結又は媒介に関する業務に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているかを確認しているか。
また、共済代理店に対して、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守（組合員資格の確認及び員外利用制限の遵守を含む。）、共済契約に関する知識の習得、内部事務管理態勢の整備（利用者情報の適切な管理を含む。）等について、指導基準を明確化し、教育、管理及び指導を適切に行っているか。また、社員の育成及び資質の向上を図るための措置を講じているか。更に監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに、改善に向けた態勢整備を図っているか。
- ④ 共済金、給付金、返戻金等の支払が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。また、苦情情報、訴訟事案等の支払関係情報が業務の執行及び管理態勢の整備に活用されているか。
- ⑤ 反社会的勢力とは一切の関係を持たないよう態勢が整備されているか。また、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するよう、関係機関との連携の下、取り組んでいるか。
- ⑥ 取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与といった組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。

(3) 経済事業

① 農協系統組織

「経済事業を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

ア 経済情勢等が変化する中で、事業部門ごとの収支状況を適切に把握した上で、事業・経営の改善に向けた取組が行われているか。

イ 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けて、衛生管理及び品質管理に係る態勢が整備されているか。

ウ 生鮮食品及び加工食品について、適正な食品表示の確保に向けた態勢が整備されているか。特に加工食品（業務用を除く。）に係る栄養成分等及び令和4年度から完全施行された加工食品（輸入品を除く。）に係る原料原産地の表示の確保について、その態勢が整備されているか。

また、全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が取り組むこととされているHACCPに沿った衛生管理計画が作成されているか。

エ 農業者の所得向上のため、農協と連携し、生産資材の有利調達、農産物の有利販売、物流の効率化、輸出の促進等、具体的な取組方針及び取組計画の作成に取り組んでいるか。

また、取組計画の進捗状況について点検を行うとともに、取組内容について定期的な見直しが行われているか。

オ 経済連が農協等から受託している施主代行に係る業務については、法令、内部規程等に基づいて適正に行われているか。

カ 共同計算について、要領、経理規程、職制規程等に基づき適正な運営及び精算が行われるとともに、帳簿・資料等が保存されているか。また、共同計算米の在庫状況並びに共同計算の運営及び精算について、定期的な監査が行われるとともに、理事会等により、共同計算に係る審議、決定、検証等が行われているか。

キ 経済事業活動において、経済連等の利用を強制するなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に規定する「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」に該当する行為が行われていないか。

② 森林組合系統組織

「森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会等に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

ア 経済情勢等が変化する中で、事業部門ごとの収支状況を適切に把握した上で、事業・経営の改善に向けた取組が行われているか。

イ 系統組織が実施している事業について、特に以下の事項を検証する。

(ア) 販売事業について、森林組合系統の組織力を発揮し、販売の共同化による協定取引、山元からの直送化の推進等を通じて、川中・川下のユーザーに対するロットをまとめた安定的な原木の供給に取り組んでいるか。

(イ) 森林経営事業について、森林の取得価格が将来の収支等に大きな影響を与えるような

ものとなっていないか。また、森林経営計画の認定を受けるとともに、他の事業と区分経理しているか。

(ウ) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターから受託している森林保険について、保険金の支払遅延等が発生していないか。

(エ) 森林環境税及び森林環境譲与税を活用した森林整備に関する調査等に係る支援を行っているか。また、森林経営管理法に規定された市町村が実施する森林の適切な経営管理への会員組合の参画等に係る指導を行っているか。

③ 漁協系統組織

「森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会等に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

ア 経済情勢等が変化の中で、事業部門ごとの収支状況を適切に把握した上で、事業・経営の改善に向けた取組が行われているか。

イ 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けて、衛生管理及び品質管理に係る態勢が整備されているか。

ウ 生鮮食品及び加工食品について、適正な食品表示の確保に向けた態勢が整備されているか。特に加工食品（業務用を除く。）に係る栄養成分等及び令和4年度から完全施行された加工食品（輸入品を除く。）に係る原料原産地の表示の確保について、その態勢が整備されているか。

また、全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が取り組むこととされているHACCPに沿った衛生管理計画が作成されているか。

エ 漁業者の所得向上のため、地域の実情に応じて、販路の拡大、ブランド化等の取組を明確にした事業計画等が作成されているか。その進捗状況について点検を行うとともに、取組による効果の検証が行われているか。

オ 経済事業活動において、漁連等の利用を強制するなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」に該当する行為が行われていないか。

カ 不祥事等のリスク事案が発生する可能性が高い事業及び事務において、不祥事等のリスク事案の発生防止に向けた態勢が整備されているか。特に職員が直接現金を収受する事業、経理の事務代行及び在庫確認について、担当者以外の管理職等が常時点検するなどの態勢が整備されているか。

(4) 指導事業・総合調整事業等

全国森林組合連合会又は道府県森連については、会員組織に対する指導等が的確かつ適切に行われているか検証する。

特に検査指摘事項（不適切な事例）に係る類似案件の洗い出し、発生・原因分析の徹底、各部門との連携・調整等、組織、事業及び経営の指導が適切に行われているか検証する。

また、農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会又は都道府県漁連については、会員組織に対する総合調整等について検証するとともに、農業協同組合中央会については、以下の事

項についても併せて検証する。

- ① 業務執行体制について、各事業を適正かつ的確に遂行できる責任ある体制が整備・確立されているか。
- ② 予算執行及び決算処理について、経理規程等を遵守し、適正に実施されているか。

(5) 医療・老人福祉事業

「医療事業等を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

- ① 財務の健全性を確保する態勢が構築され、各施設・事業ごとに適切に管理されているか。
- ② 事業計画と財務計画は整合し、適切な計画となっているか。また、財務改善計画が策定されている場合には、その計画は自己資本基準の達成に向けたものとなっているか。更にその計画に沿った取組が行われ、投資計画についても財務改善計画に照らして整合したものとなっているか。また、投資環境の変化等に応じた適切な計画の見直し等の対応が行われているか。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響等を主因として経営が悪化した厚生連にあっては、中期計画（事業計画を含む。）の見直し等を行い、会員等に説明されているか。
- ④ 厚生連の財務内容及び財務改善計画の達成状況が総会における事業報告等を通じて会員等に適切に開示されているか。特に病院建設等の大規模投資に当たっては、事業計画において、医療圏内の当該厚生連病院の位置付けと他の病院の動向、医療従事者の確保策、建設後の病院の稼働見通し等の財務及び財務改善計画に与える影響等を分析し、会員等に説明されているか。

(6) 要請検査等

要請検査等については、(1)及び(2)に係る検証事項(連合会のみ該当する部分を除く。)に基づき、特に以下の事項について検証する。

- ① 職員が正確な事務を怠る、事故・不正等を起こすなどの事務リスクを認識し、定期積金掛金の着服、架空契約の締結等の不祥事等のリスク事案の発生を防止するため、適切な経営管理(ガバナンス)の下、経営陣が法令等遵守に関する基本方針を明確にした上で、内部規程、内部けん制態勢及び法令等遵守態勢を整備するための計画(コンプライアンス・プログラム)の策定・実践に取り組むとともに、内部監査によるチェック等に取り組んでいるか。

また、不祥事等のリスク事案が発生している場合は、発生原因の分析を踏まえた改善・対応策等の実践に取り組んでいるか。

- ② 貸出金に占める賃貸住宅向け貸出金の残高割合が高い、又は残高を増加させているなどの場合には、与信集中リスクへの対応策が講じられ、融資審査及び期中管理が適切に行われているか。

特に不動産管理会社による家賃の一括保証契約を付した賃貸住宅向け貸出金については、入居率の低下等による保証料の引下げ等のリスクを踏まえた期中管理態勢が整備されているか。

- ③ 信用リスクを管理するための手段で、適正な償却・引当を行うために実施する資産査定を

正確かつ適切に行っているか。

- ④ 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介（以下「共済契約の締結等」という。）に当たり、利用者への仕組内容の説明においては、以下の点に留意の上、共済代理店を含め、取り組む態勢が構築されているか。

ア 農協法第 11 条の 20 又は水協法第 15 条の 5 に基づき、共済契約の種類、性質等を踏まえ、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。

イ 農協法第 11 条の 21 又は水協法第 15 条の 6 に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案及び当該共済契約の内容の説明、共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

- ⑤ 農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とするなど、農協法第 10 条の 2 の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為が行われていないか。
- ⑥ 取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。特に（１）の⑧及び⑨について検証する。
- ⑦ 農協が作成した中長期的な収支シミュレーション結果を踏まえ、農協の将来にわたる経営の健全性を確保するための取組が策定され、必要な具体的対応が行われているか。

（７）その他

- ① 農協系統組織の検査に当たっては、農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくため、組合員たる農業者、特に担い手と組合の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革の具体的な取組内容を検討し、実践しているか検証する。
- ② 員外利用に関する管理・取組について、員外利用制限の遵守態勢の整備が適切に行われているか、特に員外利用規制に違反している場合の解消計画及び当該計画に即した取組が適切に行われているか検証する。

3 農林漁業信用保証団体

農業信用基金協会及び漁業信用基金協会については、特に以下の事項について検証する。

- ① 公的な保証機関として農業経営・漁業経営に必要な資金の円滑化を図るという目的を達成するため、農業者・漁業者が選択した融資機関の業態にかかわらず、同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することを可能とする態勢の整備に取り組んでいるか。
- ② 保証引受に当たっての審査、代位弁済手続、求償権の回収等の管理等が適正に行われているか。
- ③ 農林漁業者等に対する円滑な資金供給が行われるよう、条件変更等に対して、地域の金融機関と十分な連携を図り適切に対応しているか。
- ④ 反社会的勢力が取引先となることを防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用し

た事前審査、取引開始後に相手が反社会的勢力であることが判明した場合における取引関係解消措置等が図られる態勢が整備されているか。

- ⑤ 余裕金の運用について、法令等遵守はもとより、投機的な取引を行わず、安全かつ確実な運用を行っているか。
- ⑥ 全国漁業信用基金協会については、コンプライアンスの確保、本所機能の拡充等、業務を適正に執行する態勢が整備されているか。また、本所・支所間における内部統制等が確立されているか。

4 農業共済団体（要請検査を含む。）

「農業共済組合連合会等に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

（１）業務運営の効率性

法令等遵守態勢を確立した適正な業務運営を確保しつつ、将来の事業規模を踏まえ、必要最小限の人員により最大限の効果を得られるよう、役員定数の削減等、効率的な組織体制の構築及び業務経費全体の効率化に向けて、不断の見直しを行っているか。

また、業務運営に当たっては、交付を受けている国庫補助金を適正に執行しているか。特に補助金の請求に当たり、事務負担金を適切に算出しているか。更に業務経費の支出は、法令、関係規程等に基づき共済事業又は保険事業の実施に必要で、かつ、費用対効果から見て経済合理性が確保されたものとなっているか。

（２）リスク管理態勢の整備

信用リスク、市場リスク及び流動性リスクといった資産管理に係るリスク並びに共済引受リスク、事務リスク及びシステムリスクといった業務運営に係るリスクを認識した上で、適切なリスク管理態勢が整備されているか。

（３）反社会的勢力に対応する態勢の整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築されているか。また、反社会的勢力からの不当要求への対応を担当者及び担当部署のみに任せることなく、役員が適切に関与し組織として対応することとしているか。

（４）各共済事業の引受け、損害評価等

- ① 法令、定款及び事業規程のほか、各共済事業の引受け、損害評価等に関する通知等を遵守し、適正に共済事業又は保険事業を実施しているか。
- ② 任意共済事業について、特に以下の事項を遵守し、適切かつ効率的に実施しているか。
 - ア 役職員、共済連絡員等の加入推進に従事する者に対して、会議、研修会等で加入資格について改めて周知し、無資格者に対して加入推進が行われることのないよう徹底しているか。
 - イ 加入承諾に当たって、農業への従事状況の申告等の確認により加入資格の審査を十分行

っているか。

ウ 高齢者の加入推進時に親族の同席を求めるなどのトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた加入推進方法を具体的に定めているか。

エ 農業共済団体及びその役職員、共済連絡員等の加入推進に従事する者が、共済契約の締結及び加入推進に関し、虚偽のことを告げる行為、重要事項の不告知等、加入者等の保護に欠ける行為をしてはならないことを周知しているか。

③ 農業共済組合連合会は、農業共済組合等の共済関係の成立により、当該共済関係の共済責任の一部に保険関係を有することから、適正な保険関係の構築のため、農業共済組合等の適正な業務実施について必要な指示及び確認を行っているか。

(5) 共済金・保険金の支払

損害の発生から共済金・保険金の支払までの手続は、適正に行われているか。また、正当な理由なく遅延しているものはないか。

(6) 余裕金の運用

余裕金の運用について、法令等遵守はもとより、投機的な取引を行わず、安全かつ確実な運用を行っているか。

(7) 収入保険事務の業務委託

全国農業共済組合連合会については、業務委託先に対する指導等が的確かつ適正に行われているか。

5 漁業共済団体及び漁船保険組合

漁業共済団体及び漁船保険組合については、「漁業共済団体に係る検査マニュアル」等に基づき、特に以下の事項について検証する。

(1) 業務経費の適正な執行

業務経費の支出は、共済事業又は保険事業の実施に必要で、かつ、費用対効果から見て経済合理性が確保されたものとなっているか。

(2) 各共済・保険事業の引受け

引受けに当たり、契約成立に係る申込書の提出、漁業共済団体及び漁船保険組合の承諾手続等が、法令等に基づき適正に実施されているか。特に国庫補助金の対象となる義務加入等の手続については、十分な確認態勢が取られているか。

(3) 共済金・保険金の支払

損害の発生から共済金・保険金の支払までの手続について、正当な理由なく著しく遅延しているものはないか。特に漁船保険組合における事故の通知の著しい遅延、保険金支払請求手続における証ひょう書類の不備等、免責等損害認定に係る手続が、法令等に基づき適正に実施さ

れているか。

また、損害審査事務の強化通知に沿って厳正な審査が行われているか。

(4) 余裕金の運用

余裕金の運用について、法令等遵守はもとより、有価証券売買に係る複数社からの見積りを徴求するなど、安全かつ確実な運用を行っているか。特に漁船保険組合においては、

- ① 資金を運用する上で、金融機関の選定、日常の管理、内部けん制等に係る基本となる事項を定めた資金運用基本方針を理事会において定めているか。
- ② 理事会において、金融情勢の変化等について協議し、必要に応じ、資金運用基本方針の見直しを行っているか。
- ③ 当該基本方針に基づき実施する資金の運用状況について、定期的に理事会に報告しているか。

6 土地改良区等

(1) 業務運営態勢の整備

土地改良施設の老朽化、農業者の高齢化、農地利用集積等が進展する中で、土地改良施設の維持管理及び更新が適切に行われるよう業務運営態勢の整備について、特に以下の事項を検証する。

- ① 土地改良事業計画（維持管理計画）、管理規程、利水調整規程及びこれらに基づく業務の執行体制が整備され、適切に処理されているか。
- ② 定款の賦課基準に則した賦課金の賦課徴収が適切に行われているか。また、土地改良区においては、賦課金の基礎となる土地原簿及び組合員名簿が適切に整備されているか。工事請負契約等について、競争入札を原則とするなど契約手続の透明性及び公平性が確保されているか。
- ③ 土地改良区において支線用排水施設を維持管理するために設置された下部組織の業務執行体制及びその会計処理のけん制機能が整備されているか。

(2) 会計経理の適切性

特に会計経理については、以下の事項を検証する。

- ① 複数の職員又は役員による内部けん制機能を発揮できる態勢が確立されているか。
- ② 会計担当理事及び会計主任は、会計経理に関する手続、内容等を的確に把握し、出納及び補助金の執行、固定資産の管理等の会計処理を適正に行っているか。
- ③ 預金通帳及び印鑑の管理並びに出納会計事務を複数の役職員が行うよう内部でけん制する仕組みとなっているか。また、長期間にわたって一人の職員をこれらの事務に従事させていないか。

また、監事は、各監査項目に基づく確認を担当職員からの聞き取りのみとせず、預金通帳及び金融機関が発行する残高証明書と金銭出納簿（現預金出納帳）、残高試算表等とを照合するなど適切に監査を行っているか。

(3) 施策の推進方向に即した態勢の整備

土地改良法の一部を改正する法律の施行により令和4事業年度から義務付けられた貸借対照表の作成について、特に以下の事項を検証する。

- ① 複式簿記方式による会計処理の導入の準備対応が適切に行われているか。
- ② 既に複式簿記方式を導入している場合、決算関係書類を作成するに当たって、「土地改良区会計基準」及び「会計細則」に則した適正な決算・経理処理が行われているか。
- ③ 複式簿記方式による会計処理に当たって、管理する土地改良施設の資産評価、減価償却費及び諸引当金の繰入れ等が適正に行われているか。

7 開設者

開設者に対しては、以下の事項により中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営状況の検査等を実施する。

① 立入検査

令和4年度から、4年程度を目途に全ての開設者に対する検査を一巡する。

その際、卸売業者に対する監督状況を重点的に検証し、課題・問題点を把握して、その結果を当該開設者及び指導監督部局と情報共有するとともに、指導監督部局と連携の下、開設者の横断的な課題を把握する。

② オフサイト・モニタリング

開設者の業務規程に定められた内容に沿って市場運営が行われているかという観点から、開設者等から必要な情報を入手し、市場の運営状況等を検証する。

③ オンサイト・モニタリング

指導監督部局と連携して、開設者を訪問し、市場関係者との対話を通じて情報把握に努める。

また、開設者（地方公共団体等）の卸売業者に対する検査の円滑かつ的確な実施に向け、開設者への支援等（出前研修、相談への対応等）を積極的に行う。

8 商品先物取引業者等

経済産業省との連名で、別に定める「令和4年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画」のとおりとする。